

平成 30 年 6 月 11 日

会員各位

協同組合近畿整骨師会  
理事長 田村公伸  
保険部長 川本大作

## 保 険 部 連 絡

### 厚生労働省への疑義照会について

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます

さて、平成 30 年 5 月 24 日付 【厚生労働省保険局長通知】保発 0524 第 1 号「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」一部改正について、保発 0524 号 2 号「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について、【厚生労働省保険局医療課長通知】保医発 0524 号 第 1 号「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項について（通知）」等の一部改正について及び事務連絡が発出され、5 月 26 日保険講習会でもご説明させて頂きましたが、新設項目の柔道整復施術療養費支給申請書への記載等の疑義について厚生労働省へ疑義照会を行いました。このたび 6 月 7 日に行われた第一回「柔整療養費に関する勉強会」において、厚生労働省から回答を頂きましたのでご連絡いたします。内容の詳細は本会ホームページの会員ページに掲載いたしておりますのでそちらの方を見て頂きます様お願い申し上げます

また、【和歌山県農協健康保険組合が行っている不適切な照会調査の指導を厚生労働省へお願いした事例】や今回改正された【「～留意事項について（通知）」等の一部改正について第 1 通則 5 「療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな～」の解釈（酷使、反復、過剰な損耗による症例）】、【柔道整復運動後療料とは】についても掲載しております。合わせて熟読してください